

# 請負工事設計変更ガイドライン

平成31年4月

東京二十三区清掃一部事務組合

## 目 次

1	設計変更ガイドライン策定と改正の背景	1
(1)	ガイドライン策定の目的	1
(2)	ガイドライン改正の背景	1
2	設計変更の基本的な考え方	2
3	設計変更ができないケース	2
4	設計変更ができるケース	3
(1)	設計変更に関する留意事項	4
5	設計変更ができるケースの事例	5
6	仮設及び施工方法等の設計変更	8
(1)	任意と指定の考え方	8
(2)	指定仮設	8
(3)	任意仮設	8
7	設計変更の手続	9
(1)	契約条項第 17 条第 1 項関係	9
(2)	契約条項第 18 条関係	10
(3)	契約条項第 20 条関係	11
(4)	契約条項第 21 条関係	12
8	設計変更に関わる「工事請負契約条項」(抜粋)	13

## 1 設計変更ガイドライン策定と改正の背景

### (1) ガイドライン策定の目的

公共工事は、多様な制約条件の下で個別に設計・施工を行い、その目的は多岐にわたる。

工事を円滑かつ適切に実施するため、発注者は施工上の制約となる施工条件を仕様書等に明示し、もって発注者と請負者の役割分担を明確にし、施工条件が変わった場合の措置を明確にする必要がある。

工事請負契約条項（以下「契約条項」という。）の第 17 条には、施工条件が変わった場合の確認手続きや設計図書の変更等について明記されている。

しかし、実際の現場では「施工条件の明示が不十分」及び「変更手続きの認識不足」などの理由により、円滑な設計変更が行われていない状況があった。

そこで、契約条項に基づき設計変更ができるケースと、設計変更の手続きを明確にし、発注者・請負者双方が納得して設計変更が行われるよう平成 24 年 4 月に本ガイドラインを策定した。

### (2) ガイドライン改正の背景

平成 26 年 6 月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 17 年法律第 18 号）の第 7 条では、発注者の責務として、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」が明記され、設計変更が発注者の責務として法的に位置付けられた。

このような背景のもと、発注者と受注者双方の責務や手続を明確にするために、本ガイドラインの内容を改正したものである。

## 2 設計変更の基本的な考え方

工事の施工は、設計図書に基づいて施工すべきであるが、やむを得ない理由により設計図書と現場等に差異が生じた場合、当該工事との同一性を損ねない範囲において設計変更する（「設計変更の基本原則」という。）。その結果、請負金額や工期変更が生じた場合は、契約変更する。

次に挙げる事項は、「設計変更の基本原則」の範囲を超えているものと考えられ、原則的に設計変更はできず、当初工事とは分離して発注しなければならない。

- |                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 当初契約した施工場所以外の場所で、工事を追加する。</li><li>② 当初の工事目的とは関係のない工事を追加する。</li></ul> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

ただし、①、②の場合であっても、当初工事と分離発注（追加工事発注）することが不合理であると認められる場合には、設計変更できる。

## 3 設計変更ができないケース

下記のようなケースにおいては、原則として設計変更できない。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず請負者が独断で施工した場合。</li><li>・発注者と「協議」を行ったが、協議が調わない時点で施工した場合。</li><li>・契約条項に定められている所定の手続きを経していない場合。</li><li>・書面によらない事項（口頭のみ指示・協議）の場合。（設計変更する場合は、書面による指示・協議を行わなくてはならない。）</li><li>・請負者が自らの都合により、発注内容の仕様を上回る場合。</li></ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(注) 性能発注（設計施工契約）である工場建設工事（以下、「工場建設工事」）において、上記のほかに特記仕様書で定めている場合は、記載内容による。

#### 4 設計変更ができるケース

下記のようなケースにおいては、所定の手続きを行うことで設計変更ができる。

設計変更ができるケース	契約条項	事例	手続
・支給材料、貸与品及び発生品の変更を発注者が必要と認める場合。	第14条第7項	—	—
・工事の施工が設計図書に適合しない場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由による場合。	第16条第1項	—	—
・図面と仕様書が一致しない場合。 (これらの優先順位が定められている場合を除く。)	第17条第1項 第1号	P 5	P 9
・設計図書に誤り又は漏れがある場合。	第17条第1項 第2号	P 5	P 9
・設計図書の表示が明確でない場合。	第17条第1項 第3号	P 5	P 9
・設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が相違する場合。	第17条第1項 第4号	P 5	P 9
・設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合。	第17条第1項 第5号	P 5	P 9
・発注者が必要と認め、設計図書の変更内容を請負者に通知して設計変更する場合。	第18条	P 6	P 10
・請負者の責によらない事由により工事を一時中止する場合。	第19条	P 6	—
・自己の責めに帰すことができない事由により、請負者が発注者に工期の延長を請求する場合。	第20条	P 6	P 11
・特別の理由により工期の短縮を発注者が請負者に請求する場合。	第21条	P 7	P 12

上記のほかにも、特許権等の使用（第7条）、賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更（第24条）、臨機の措置（第25条）、契約金額の変更に代えて設計図書を変更する場合（第29条）などにおいて設計変更する場合があることを規定している。

（注）工場建設工事の場合は、以下による。

- ・第17条第1項第1号については、適用しないものとする。
- ・第17条第1項第2号及び第3号については、設計図書のうち特記仕様書の記載内容に限り適用するものとする。
- ・特記仕様書の中で、設計変更の取り扱いを定めている項目については、それを優先するものとする。

(1) 設計変更に関する留意事項

ア 請負者の留意事項

請負者は、契約条項第 17 条第 1 項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に通知し確認を求める。

請負者は、設計図書等に疑義が生じた際には監督員との協議を行う。発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、請負者の意見を聴いたうえで回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ない場合もある。そのため、請負者は、その協議すべき事実が判明次第出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。

請負者は、指示書・協議書等の書面による回答を得てから施工する。

イ 発注者の留意事項

発注者は、関係部所との調整後、速やかに書面による指示・協議等を行う。

発注者は、当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の「協議」にあたる。

発注者は、当該事業(工事)における設計変更の必要性を明確にする(規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする。)

発注者は、設計変更に伴う手続きその必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

発注者は、一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合には、一工事の設計変更を行う際には、関連するその他の工事の設計変更についても検討する。

## 5 設計変更ができるケースの事例

### (1) 図面と仕様書が一致しない場合（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

契約条項第 17 条第 1 項第 1 号（条件変更等）

図面と仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

（事 例）

- ・ 図面と仕様書における材料寸法、数量等が一致しない。
- ・ 図面と仕様書における道路延長、舗装面積等が一致しない。

### (2) 設計図書に誤り又は漏れがある場合。

契約条項第 17 条第 1 項第 2 号（条件変更等）

設計図書に誤り又は漏れがあること。

（事 例）

- ・ 図面の構造物寸法や材料仕様に誤りがある。
- ・ 条件明示する必要があるにもかかわらず、使用する材料仕様の明示がない。
- ・ 条件明示する必要があるにもかかわらず、土質に関する条件明示がない。

### (3) 設計図書の表示が明確でない場合。

契約条項第 17 条第 1 項第 3 号（条件変更等）

設計図書の表示が明確でないこと。

（事 例）

- ・ 使用材料の規格等（材質、寸法）が明示されていない。
- ・ 土質柱状図は明示されているが、地下水位が明示されていない。
- ・ 掘削工事における湧水の水替工の記載はあるが、運転条件が明示されていない。

### (4) 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が相違する場合。

契約条項第 17 条第 1 項第 4 号（条件変更等）

工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が相違すること。

（事 例）

- ・ 設計図書に明示された施工方法が現場条件と合わず、別途仮設が必要となった。
- ・ 先行工事の影響で敷地内の地盤高が変わり、発生土量に変更が生じた。
- ・ 交通管理者との協議等の結果、交通整理員の数量に変更が生じた。
- ・ 工期の中で国等の制度改正により、新たに対策工事を講じる必要が生じた。

### (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合。

契約条項第 17 条第 1 項第 5 号（条件変更等）

設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生

じたこと。

(事 例)

- ・住民運動や環境運動等による実力行使による工事中止、縮小が必要となった。
  - ・関係機関との調整後、設計図書で指定していた建設発生土の処分先の変更が生じた。
- また、それに伴う土質試験の追加が必要となった。
- ・工事範囲の一部に軟弱な地盤が確認され、地盤改良工事が必要となった。
  - ・施工中に地中障害物が発見され、撤去工事が必要となった。

(6) 発注者が必要と認め、設計図書の変更内容を請負者に通知して設計変更する場合。

契約条項第 18 条（設計図書の変更）

甲は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、工期若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(事 例)

- ・周辺住民との協議により、変更する必要があるが生じた。
- ・関係官公署の行政指導により、変更する必要があるが生じた。
- ・関連工事との調整により、変更する必要があるが生じた。
- ・工期の中で一組方針に基づき、新たに対策を講じる必要があるが生じた。

(7) 請負者の責によらない事由により工事を一時中止する場合。

契約条項第 19 条（工事の一時中止）

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、乙の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施行できないと認められるとき、又は第 17 条第 1 項の事実についての確認が、甲乙間で一致しない場合において、乙が工事を施行することができないと認められるときは、甲は、工事の中止について直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施行を一時中止させなければならない。

(事 例)

- ・関係官公署等の協議が完了していない。
- ・請負者の責によらない事象（災害、地元調整など）が生じた。
- ・予見できない事態（地中障害物の発見など）が生じた。

(8) 自己の責めに帰すことができない事由により、請負者が発注者に工期の延長を請求する場合。

契約条項第 20 条（乙の請求による工期の延長）

乙は、自己の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完了することができないときは、その理由を明示して、甲に工期の延長を請求することができる。



- 2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。
- 3 甲は、前項の場合において、工期の延長が甲の責に帰すべき事由によるときにおいては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(事 例)

- ・ 地元調整に不測の日数を要した。
- ・ 豪雨、豪雪等により施工が中断された。

(9) 特別の理由により工期の短縮を発注者が請負者に請求する場合。

契約条項第 21 条 (乙の請求による工期の延長)

甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を乙に請求することができる。

2 甲は、この契約書の他の契約条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期とすることを乙に請求することができる。

3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(事 例)

- ・ 地元調整により工期の短縮が必要となった。

## 6 仮設及び施工方法等の設計変更

工事目的物を完成させるために必要な仮設及び施工方法その他一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、請負者がその技術力等を発揮するところであり、施工主体である請負者の責任による自主的な選択が原則である。

一方、請負者の自主的な選択を制限する必要がある場合は、設計図書等に特別の定めを明示し、「施工方法等」を指定することができる。

契約条項第1条第3項	
仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。	

### (1) 任意と指定の考え方

	指 定	任 意
設計図書	構造、規格、寸法、工法等について具体的に指定する。	構造、規格、寸法、工法等について指定しない。
施工方法の変更	発注者の指示又は承諾が必要。	請負者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）。
施工方法等の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする。	設計変更の対象としない。

#### (指定する場合の事例)

- ・ 関係官公署等との協議により、制約条件のある場合。
- ・ 特許工法又は特殊工法を採用する場合。
- ・ その他、環境対策等、第三者に特に配慮する必要がある場合。
- ・ 他工事等に使用するため、仮設物を工事完成後も存置する必要がある場合。

### (2) 指定仮設

関係官公署等との協議等により仮設の指定が必要な場合は、発注者は設計図書等に仮設の構造、規格、寸法、工法等を具体的に指定しなければならない。

なお、指定仮設は、設計変更の対象とする。

### (3) 任意仮設

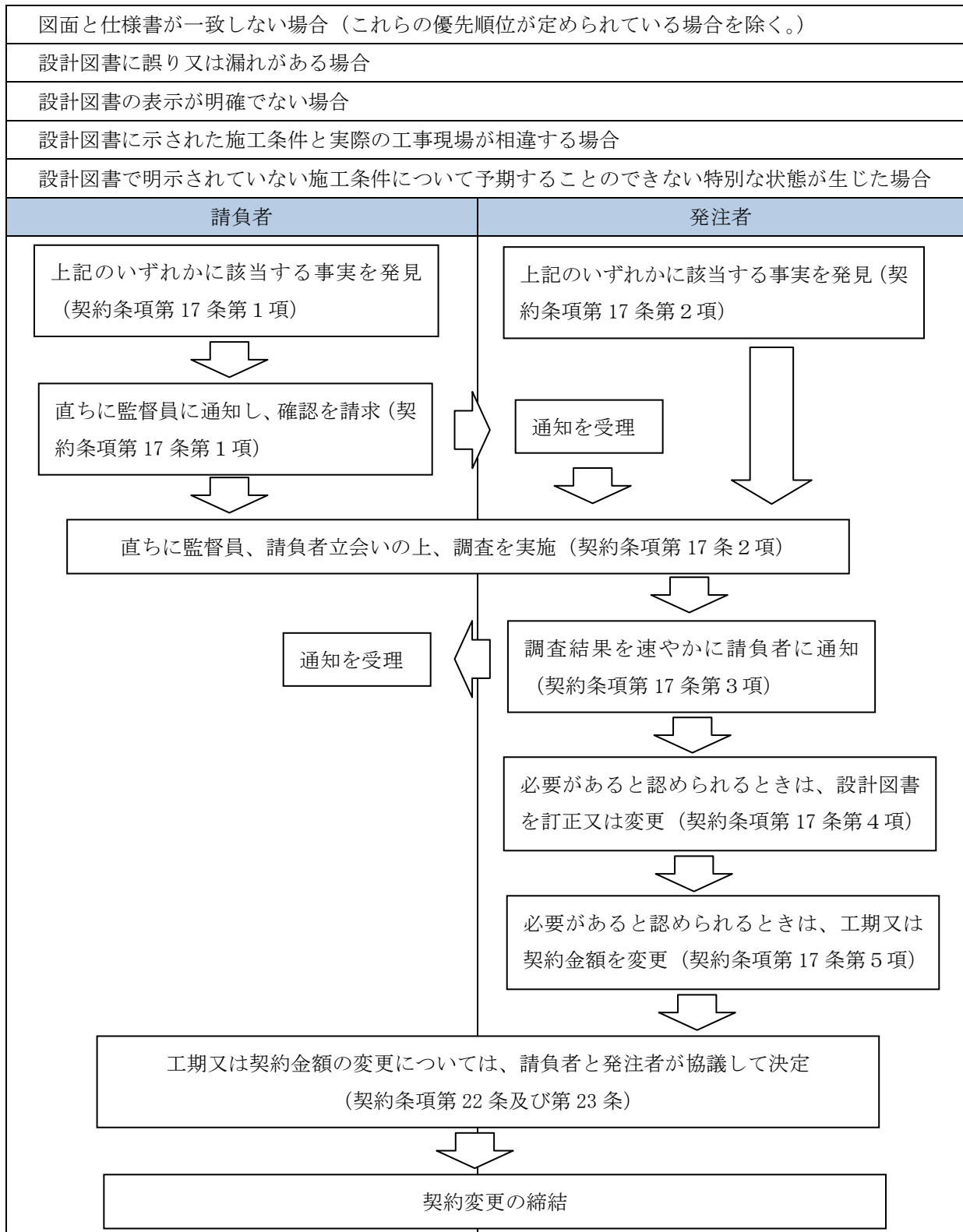
発注者は、設計図書等に仮設の構造、規格、寸法、工法等について、具体的に指定しない。（積算上の参考図として、設計図に添付することはある。）

請負者は、自らの責任において仮設、施工方法等を選択し、施工する。

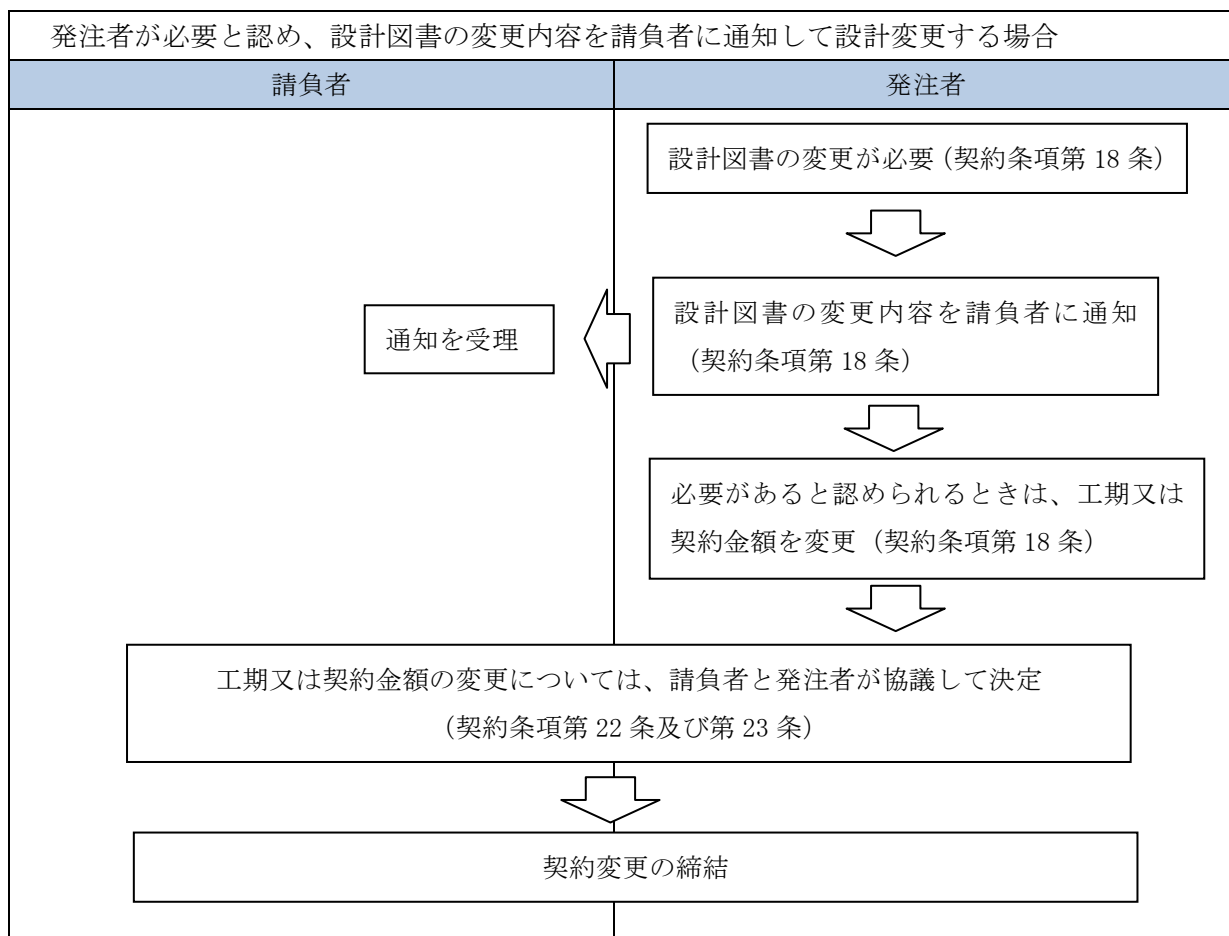
なお、任意仮設は、設計変更の対象としない。ただし、設計図書に示された施工条件（施工範囲等）と実際の現場条件が一致しない場合は、対象とする。

7 設計変更の手続

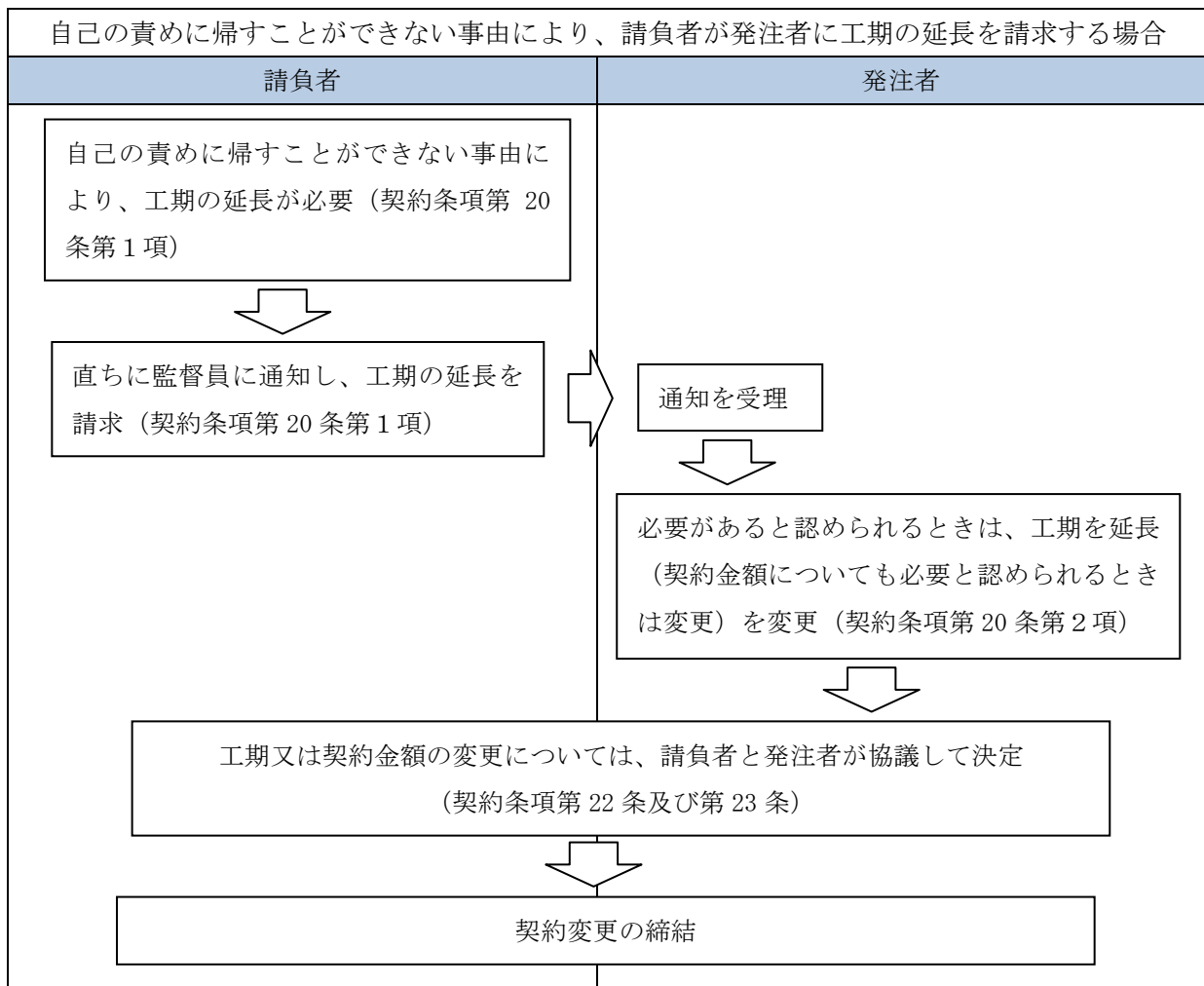
(1) 契約条項第 17 条第 1 項関係



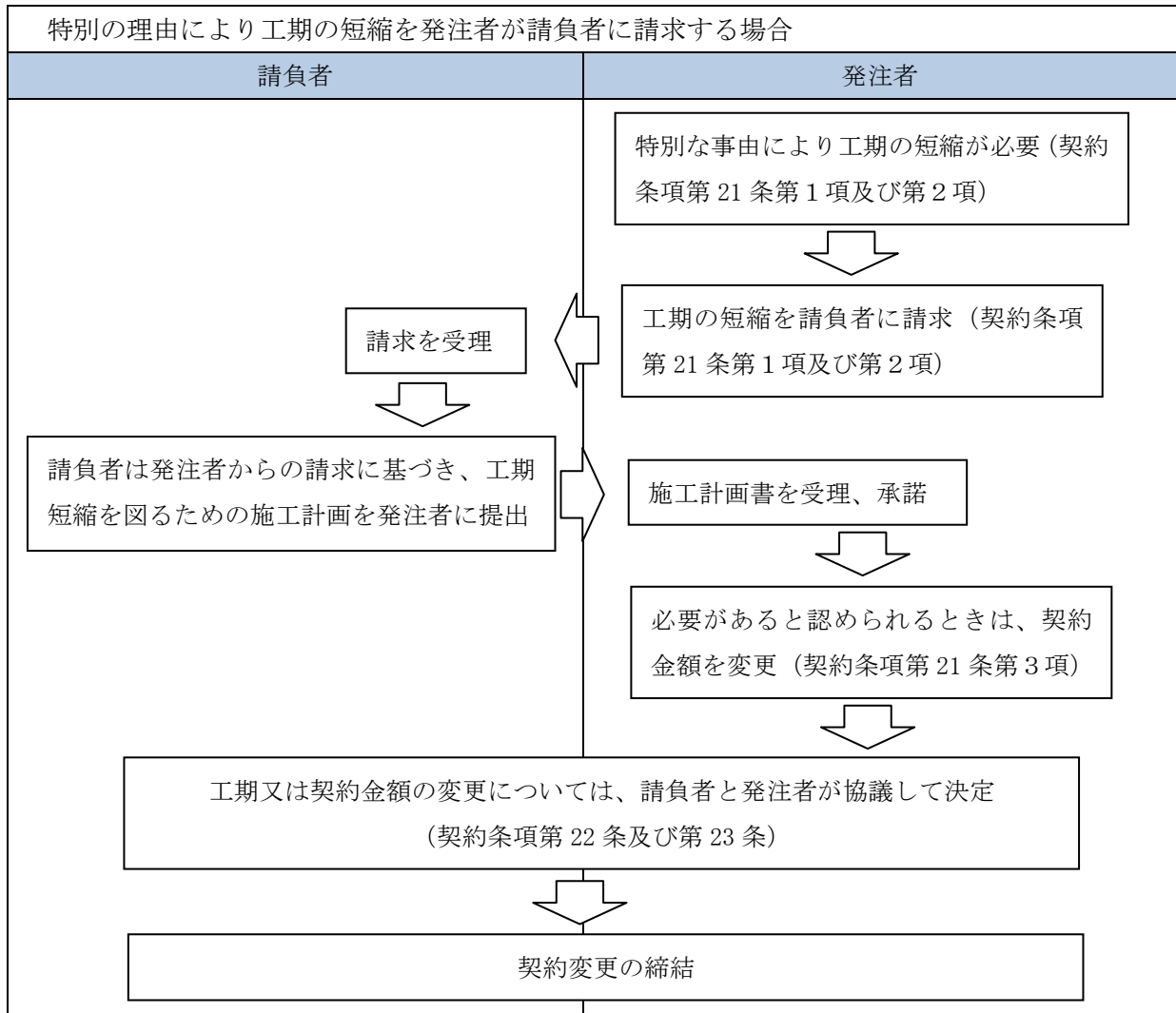
(2) 契約条項第 18 条関係



(3) 契約条項第 20 条関係



(4) 契約条項第 21 条関係



## 8 設計変更に関わる「工事請負契約条項」(抜粋)

契約は、発注者と請負者が相互の権利・義務において対等な立場で、相互の合意に基づいて締結されるものであるが、その基本となるものが契約条項である。

清掃一組が発注する工事における工事請負契約条項(抜粋)は以下のとおりである。

(総則)

第1条 発注者(以下「甲」という。)及び請負者(以下「乙」という。)は、契約書及びこの条項(以下「契約書」という。)に基づき、設計図書(別添の図面及び仕様書(この契約の締結時において効力を有する工事標準仕様書が別に存在する場合は、これを含む。))をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完了し、工事目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その契約代金を支払うものとする。この場合において、工期における日数については、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日は算入しない。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

(中略)

(条件変更等)

第17条 乙は、工事の施行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面と仕様書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

(2) 設計図書に誤り又は漏れがあること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が相違すること。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を乙に通知しなければならない。

4 前項の調査の結果、第1項の事実が甲乙間において確認された場合は、甲は、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められ

るときは工期若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第 18 条 甲は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、工期若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第 19 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、乙の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるとき又は第 17 条第 1 項の事実についての確認が、甲乙間で一致しない場合において、乙が工事を施工することができないと認められるときは、甲は、工事の中止について直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止について乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 甲は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場等を維持するために増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(乙の請求による工期の延長)

第 20 条 乙は、自己の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完了することができないときは、その理由を明示して、甲に工期の延長を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。

3 甲は、前項の場合において、工期の延長が甲の責に帰すべき事由によるときにおいては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(甲の請求による工期の短縮等)

第 21 条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を乙に請求することができる。

2 甲は、この契約書の他の契約条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期とすることを乙に請求することができる。

3 甲は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更等)

第 22 条 工期の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(契約金額の変更方法等)

第 23 条 契約金額の変更については、甲乙協議して定める。



- 2 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。
- 3 前2項の協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

( 中 略 )

(契約金額の変更に代える設計図書の変更)

第29条 甲は、第7条、第14条、第16条から第21条まで、第24条から第26条まで、前条又は第33条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

( 中 略 )